平成２３年（フ）第３５８４号
大阪市阿倍野区阪南町１―39―７、住民票上の住所大阪市浪速区幸町３丁目３番６号
破産者　小宮山正人
異議申述期間　平成23年11月２日まで
平成23年９月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７６３号
大阪府枚方市星丘３丁目１番40号
破産者　田村清子こと　森　　清子
異議申述期間　平成23年11月４日まで
平成23年９月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１号
大分県日田市大字友田1910番地１
破産者　地方卸売市場ひた青果水産株式会社
異議申述期間　平成23年11月９日まで
平成23年９月９日　大分地方裁判所日田支部

免責許可決定

平成２３年（フ）第２２０号
愛知県稲沢市正明寺２丁目21番８号　エムティ林201
破産者　日吉　えみ
１　決定年月日　平成23年９月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第５０１号
福島市笹木野字館１番地
清算株式会社　株式会社沖エアフォルク
代表清算人　北崎　昌寛
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福島地方裁判所第１民事部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２０１８号
東京都渋谷区東１丁目26番32号
清算株式会社　株式会社アナザードア
代表清算人　安藤敬太郎
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
清算株式会社は、協定認可確定後１ヶ月以内に、各債権者に対し、その債権額の3.775％に当たる金額（別紙「配当表」配当額欄記載の金額）を支払い、その余の債権全額の免除を受ける。
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により行うものとし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
３　弁済後の財産の発見
上記の協定案に基づく弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じ按分して支払う。この限りにおいて、各債権者が上記弁済の後にした残債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で撤回されたものとする。
以上
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２３年（再）第３号
長野県諏訪市岡村１丁目１番20号
再生債務者　小松　修治
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　長野県諏訪市高島１丁目６番９号　諏訪法律事務所　弁護士　諏訪　雅顕
平成23年９月８日　長野地方裁判所諏訪支部

監督命令変更

平成２３年（再）第６１号
栃木県那須郡那須町大字高久丙1796番地
再生債務者　株式会社安愚楽牧場
主文
１　平成23年８月９日にした監督命令について、主文第５項本文を次のとおり変更する。
「再生債務者は、平成23年９月６日以降毎月15日及び末日締切りにより、再生債務者の業務及び財産の管理状況についての報告書（牛の残頭数及び処分状況の報告を含む。）をその締切日の５営業日までに当裁判所及び監督委員に提出しなければならない。」
２　平成23年８月９日にした監督命令について、次の事項を付け加える。
「６　再生債務者は、次の事項を履行しなければならない。
⑴　再生手続開始決定後１週間以内に、日繰りの資金繰り表（３か月の実績と今後６か月の見込みを記載したもの。）並びに牛の残頭数及び処分状況の報告書を当裁判所及び監督委員に提出すること。
⑵　第５項記載の提出日に、実績を踏まえて更新した日繰りの資金繰り表（３か月の実績と今後６か月の見込みを記載したもの。）を当裁判所及び監督委員に提出すること。その際に、提出済みの直近の資金繰り表と差額が生じた理由についても報告すること。
⑶　前記⑴又は⑵で提出済みの直近の資金繰り表より、資金残高が１億円以上、下回る見込みとなった場合は、速やかに監督委員に報告すること。」
平成23年９月６日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２３年（再）第６１号
栃木県那須郡那須町大字高久丙1796番地
再生債務者　株式会社安愚楽牧場
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月６日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年１月17日から平成24年１月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第６４号
東京都渋谷区道玄坂２丁目16番４号
再生債務者　株式会社ララ・プラン
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月５日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年11月９日から平成23年11月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生手続による債権者集会招集

平成２３年（再）第２２号
埼玉県川口市芝４丁目２番10号
再生債務者　株式会社サム＆カンパニー
１　投票期間　平成23年10月25日まで及び平成23年11月２日午前11時30分債権者集会期日
２　債権者集会
⑴　期日　平成23年11月２日午前11時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成23年９月７日
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２３年（再）第５号
東京都墨田区両国１丁目10番７号
再生債務者　中小企業信用機構株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　発行済株式1804万6600株のすべて
２　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
３　減少する資本金の額　14億2638万7000円（現在の資本金の全額）
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定後最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
平成23年８月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第３２号
東京都新宿区西新宿６丁目５番１号
再生債務者　株式会社リンク・ワン
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　６万0004株（再生債務者の発行済株式の全株）
２　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後新たに募集する株式の効力の生ずる日
３　減少する資本金の額　17億2738万1000円
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定後新たに募集する株式の効力の生ずる日
平成23年９月６日
東京地方裁判所民事第20部